参考資料

危 対 第 1 0 5 0 号 平成 3 0 年 8 月 1 日

関係市町村火山防災協議会担当部 (課)長 様

北海道総務部危機対策局長

緊急時における火山防災協議会及び火山専門家の役割の明確化による円滑な 防災対応の推進について

このことについて、内閣府から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。 なお、今回の通知については、有識者や関係省庁の委員からなる「火山防災行政に係る検討会」(座長:森田裕一東京大学地震研究所教授)が本年3月に取りまとめた報告において、本年1月の本白根山噴火時に火山防災協議会やそこに参画している専門家が防災上大きな役割を果たしたことも踏まえ、緊急時に必要な協議会等の役割について、規約に明確にしておくことが望ましいとしたことを受け、各協議会に対し、構成員とも相談のうえ、規約に明確にすることについて、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言があったものです。

合機対策課防災グループ

担当· 十田

タ゛イヤルイン : 011-204-5008